

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

## ○千歳市廃棄物の処理等に関する条例

(審議会)

第6条 法第5条の7第1項の規定に基づき、市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第6条の3 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## ○千歳市廃棄物の処理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び千歳市廃棄物の処理等に関する条例（平成5年千歳市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 条例第6条第1項の千歳市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。